小牧岩倉衛生組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに 公布する。

令和7年2月28日

小牧岩倉衛生組合 管理者 小牧市長 山 下 史守朗

小牧岩倉衛生組合条例第4号

小牧岩倉衛生組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

小牧岩倉衛生組合職員退職手当支給条例(昭和52年小牧岩倉衛生組合 条例第14号)の一部を次のように改正する。

第14条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に、「もの」を「者」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第6項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の小牧岩倉衛生組合職員退職手当支給条例第14条第11項 (第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含 む。)の規定は、退職職員(退職した小牧岩倉衛生組合職員退職手当支 給条例第2条第1項に規定する職員(同条第2項の規定により職員とみ なされる者を含む。)をいう。以下この項において同じ。)であってこ の条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後に安 定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行目前に 職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給につ いては、なお従前の例による。